

茨城県鳥インフルエンザの発生 の予防及びまん延の防止に関する条例

茨城県農林水産部畜産課

1 条例制定に至った背景と経緯

高病原性鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥類の感染症で、主に冬季に大陸等から渡ってくる水禽類によってウイルスが運ばれて発生します。

ウイルスの伝播力の強さや高い致死性により、養鶏産業に及ぼす影響が甚大であり、鶏肉や鶏卵の安定供給をも脅かす疾病です。このため、一たび発生すると国際的には鶏肉や鶏卵の輸入禁止措置が取られるほか、国内では家畜伝染病予防法に基づき殺処分等の防疫措置を速やかに行うよう義務付けられています。

国内では、令和4年度は26道県で84事例の

発生があり、これまで最多だった令和2年度の992万羽を上回る1771万羽が殺処分されており、このため鶏卵が不足し、外食チェーンなどが卵料理の提供を休止したことや、鶏卵の価格が高騰したことは記憶に新しいところです。

本県における、高病原性鳥インフルエンザは、令和3年2月に採卵鶏約80万羽を飼養する大規模農場で発生したのが初めてのことでした。

このために県職員の全庁動員のほか、県内の様々な業界団体に協力を仰ぎ、さらに自衛隊にも派遣を要請して24時間体制で延べ約1万人を動員し7日間で殺処分を終えました。

この防疫措置において、県職員は1日当たり800人、終盤は1600人を動員しましたが、この経験により、大規模農場での鳥インフルエンザの発生は、飼養鶏を全羽殺処分することによる農場や養鶏産業への多大な被害のみならず、県職員の長期間に及ぶ動員による行政サービスの停滞により県民生活にも影響が及ぶことを強く認識する結果となりました。

その後、国内外の鳥インフルエンザの発生が依然として増加傾向にあったことから、県内養鶏関係者を始め県も警戒感を高めていたところですが、令和4年度には、6農場で発生し、その防疫措置には、県職員、県内業界

茨城県は、「茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例」を制定した（条例第13号として、令和5年3月29日公布、同年4月1日施行。一部、10月1日施行）。

大規模農場での鳥インフルエンザの発生が養鶏産業に重大な被害をもたらした。その防疫措置が行政機能に重大な影響を及ぼしていることに鑑み、その発生予防及びまん延の防止を図るために必要な措置を明文化した。

団体、自衛隊等で延べ約3万人を動員し、県内飼養羽数の約30%に及ぶ約430万羽の殺処分を行うなど、過去最大規模の防疫措置を行うことになってしまいました。

これらを踏まえ、これまで行ってきた家畜伝染病予防法による対策に加え、大規模農場を対象とし、鳥インフルエンザの発生の予防及び迅速な防疫措置を行うために必要な措置を講ずることにより、鳥インフルエンザが発生した際の行政機能の低下による県民生活への影響を最小限にとどめるとともに養鶏産業の振興を図ることを目的とした「茨城県鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例」を令和5年4月（一部同年10月）に施行しました。

2 条例の内容・解説

本条例は、大規模農場における鳥インフルエンザの発生が養鶏産業に被害を与えているのみならず、その防疫措置が行政機能にも影響を及ぼしていることに鑑み、県と大規模事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、鳥インフルエンザの発生予防及び迅速な防疫措置の実施によるまん延防止を図るために必要な措置を明文化する内容で14条から構成されています。

本条例の主な概要は次のとおりです。

(1) 定義（第2条）

本条例では、対象とする大規模農場の飼養規模を「50万羽以上」とし、その農場で飼養する鶏を所有又は管理する者を「大規模事業者」と定義しています。

これは県内の50万羽以上を飼養する農場の飼養羽数が県内全体の飼養羽数の50%以上を占めるとともに、この規模の農場における鳥インフルエンザ発生時の防疫措置において特に多くの人員を要することから、その影響が養鶏産業のみならず県民生活にも及ぶことが想定されるため、発生予防対策と迅速な防疫措置の実施によるまん延防止対策の強化が必要であると判断したためです。

(2) 基本理念と責務（第3条～第6条）

本条例の基本理念としては、県、大規模事業者が連携・協力して、鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止のための措置を推進することを定めています。また、その基本理念にのっとり、県と大規模事業者は条例に定められた措置を講ずるとともに、関係団体は県や大規模事業者の措置に協力するなど、それぞれの責務を明文化しました。

(3) 鶏舎設備等基準の設定等（第7条～第12条）

本条例の主な目的としている迅速な防疫措置を実施するためには、発生農場における殺処分作業をより効率的に行う必要があります。そのため県では、これまでも防疫措置に必要なマニュアルを策定するとともに、人員の動員や資材の備蓄、作業手順等の計画を策定し、常に見直しを行うなど準備を行ってきたところですが、それ以外に作業効率に関係する要因として、農場におけるケージ構造や通路幅等の鶏舎設備等の規格が、鶏をケージから取り出し鶏舎外へ搬出する上で大きく影響していることが分かりました。

しかし、現行の法令では鶏舎の構造等を規定する法令はなかったことから、本条例において、よりスムーズにケージから鶏を取り出し、効率的に鶏舎外に搬出することができるとともに、鶏舎の構造と必要な設備等の基準を定めるとしました。

具体的な基準値は条例に基づく実施要領で別途公表することとしておりますが、基準値の設定に当たっては、実際に様々な規格の鶏舎構造における防疫措置の作業に要する時間を測定するとともに、鶏舎メーカーや養鶏事業者、鶏出荷業者からも意見を聴取し、既存の規格の中からより効率的な作業が可能となる基準を設定しました（図表）。

なお、この基準は、迅速な防疫措置に資す

るだけでなく、日常の飼養管理においても健康状態の観察や通常の出荷作業の短時間化などのメリットもあると見込んでいます。

また、養鶏事業者に対しては、当該基準への適合は努力義務としており罰則も設けておりませんが、鶏舎を新設若しくは建替え等を行うに当たり、工事前にあらかじめその内容を知事へ届け出ることを義務付けており、県は基準の適合状況を事前に把握し、着工前に基準に寄り添った規格につながるよう、指導・助言を行うこととしております。

(4) 人材の育成(第13条)

鳥インフルエンザ対策として最も重要なのは、発生予防の取組とされており、発生予防対策を適切に実施するためには、法に基づいて各農場に設置されている飼養衛生管理者が、伝染病の発生状況や発生要因等に関する最新の情報や知見を把握しながら、国が定めている35項目に及ぶ飼養衛生管理基準に基づき、しっかりと予防策を実践していく必要があります。

一方、国が定める「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」や「飼養衛生管理指導等指針」には研修の必要性は記載されていますが、研修の開催や飼養衛生管理者の受

講について義務規定はありません。

そこで、本条例では、県による研修の開催と大規模農場の飼養衛生管理者の受講を義務付けることとしました。

研修は発生の予防及びまん延の防止の措置を講じるために必要な知識及び技術が習得できる内容で、鳥インフルエンザ発生シーズン前に年に1回以上の開催を予定しています。

(5) 人員及び資材の確保(第14条)

国が定める飼養衛生管理基準では、大規模農場における鳥インフルエンザの発生に備え、防疫措置を行う際に必要となる人員・資材や農場内の作業動線などを含む「対応計画」を策定することになっていますが、現在、各農場で策定している計画は県が主体となって防疫措置を行う内容となっており、大規模農場が自ら行う防疫対応は具体的に記載されていませんでした。

しかし、大規模農場において鳥インフルエンザが発生した場合、普段から農場で作業している従業員の協力や当該農場に備えてあった資機材の活用により、迅速に防疫措置を開始することが重要となっており、実際の発生農場においては、農場との協議を行って従業員の動員や資機材の使用などできる限りの協

力をいただいていたところです。

そこで、本条例では、農場の従業員の動員や、農場が保有する資機材の使用計画についても、あらかじめ防疫対応計画に具体的に記載することとしました。

これにより、防疫措置開始直後から農場の従業員が行うべき作業が明確化され、初動の混乱を回避できるとともに、農場から提供される資機材を事前に把握することで県も不足のない準備が可能となり、迅速な防疫措置につながるものと考えています。

なお、本条例は令和5年4月に施行されていますが、第14条については各農場における計画策定の猶予期間を設ける必要があるため、同年10月施行としております。

3 最後に(今後の取組)

海外における鳥インフルエンザの発生状況を踏まえれば、今後も国内での鳥インフルエンザの発生リスクは高く、まだまだ予断を許さない状況が続くと想定されています。

鳥インフルエンザの発生を100%防止することは困難であると言われていた状況の中で、飼養羽数及び鶏卵生産量が全国第一位である本県の養鶏産業を守り、さらに、鳥インフルエンザの発生に伴う県民生活への影響を最小限にとどめるため、本条例のもと、大規

図表

参考 鶏舎設備等基準について

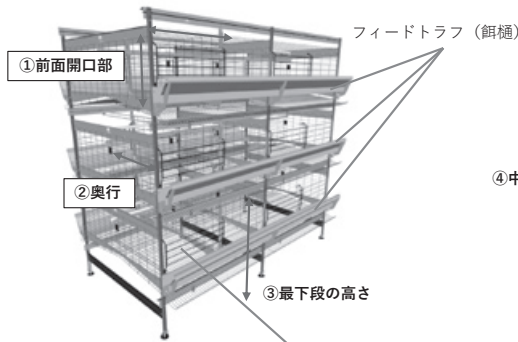
丸数字は下記の鶏舎整備等基準のイメージ図参照

項目		基準
ケージ構造	前面開口部	・ 横幅はケージ幅全面 ・ 縦幅は350mm以上 (①)
	奥行	・ ケージ前面から背面までの奥行は650mm以下 (②)
	最下段のケージの高さ※	・ 最下段のケージ開口部の上縁の高さは床から600mm以上 (③)
	段数	・ 3段を超える場合は3段ごとに中間デッキ（作業用階）を設置 (④)
鶏舎内作業スペース	通路※	・ 通路幅は750mm以上 (⑤) ・ 行止まりや障害物がなく、出荷用ラックが周回可能な通路形態や床構造 (⑥)
	サービスルーム	・ 鶏舎両端に2000mm以上の作業スペース（サービスルーム）を確保 (⑦)
その他	高所からの搬出	・ 高所から出荷用ラックを搬出するための昇降手段を確保 (⑧)

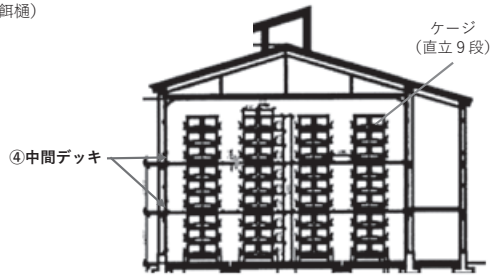
※中間デッキも床とみなし、中間デッキ上のケージや通路も基準の対象とする

鶏舎整備等基準のイメージ図

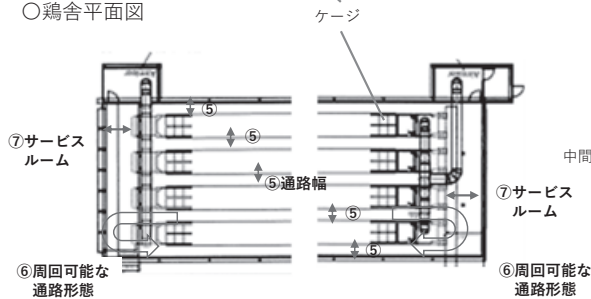
○ケージ模式図



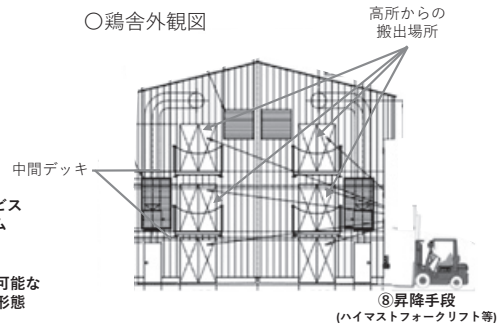
○鶏舎断面図



○鶏舎平面図



○鶏舎外観図



模事業者や関係団体と県が十分連携協力を図りながら、発生予防とまん延防止策の強化に努めてまいりたいと考えております。